

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
泉尾工業高等学校	<p>消防法で6月ごとに行うよう定められている消防用設備等の機器点検を1年に1回しか実施していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="557 510 1484 636"> <thead> <tr> <th></th> <th>前回点検日</th> <th>令和6年度点検日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器点検 (6月ごと)</td> <td>令和6年3月28日</td> <td>令和6年8月16日</td> </tr> </tbody> </table>		前回点検日	令和6年度点検日	機器点検 (6月ごと)	令和6年3月28日	令和6年8月16日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【消防法】</b>                      第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p><b>【消防法施行規則】</b>                      (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)                      第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。</p> <p><b>【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年消防庁告示第9号)】</b>                      消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。</p> <p>第3 点検の期間                      点検の期間は、次の表の上欄(左欄)に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄(右欄)に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1614 1675 2644 1837"> <thead> <tr> <th>消防用設備等の種類等</th> <th>点検の内容及び方法</th> <th>点検の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具(以下略)</td> <td>機器点検</td> <td>6月</td> </tr> </tbody> </table>	消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間	消火器具(以下略)	機器点検	6月
	前回点検日	令和6年度点検日												
機器点検 (6月ごと)	令和6年3月28日	令和6年8月16日												
消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間												
消火器具(以下略)	機器点検	6月												

		屋内消火栓設備（以下略）	機器点検	6月
			総合点検	1年
		配線	総合点検	1年

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年12月17日）